

安保関連法案の参院本会議での強行採決に抗議する声明

本日、参議院は本会議において、国会を取り巻く市民、日本全国でわき上がる反対の声を無視して、安保関連法案（以下、戦争法という）の採決を強行した。この法律については、憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁判事、元最高裁長官らによって違憲であることが明らかになっている。国会が法律を制定しようと違憲の法令は、そもそも無効である。国会での審議を通じてこの法律を制定する必要があることを裏付ける事実（立法事実）すらないことが明らかになり、安倍政権の答弁は対外的恐怖を煽り立てるだけで、その内実には、わが国の防衛などに関わりのない米軍と一緒に地球の裏側まで自衛隊を派遣し、武力を行使するところに狙いがあることが明らかとなった。それだけではなく、強引な政権の進め方を危惧する世論に耳を傾けようとせず、衆・参両議員で強行採決を繰り返した。現在の事態は、この国の法治主義・立憲主義・民主主義の危機である。わが国は独裁国家への道をひた走っているといわなければならない。民意にしたがった政治を行うことが民主主義の最低限の基本的なルールである。安倍政権が誕生した際の選挙では、憲法と矛盾する安保関連法制の成立が争点となったわけではなく、法律の制定を国民が認めたものではない。私たち日本にすむ全ての人間の生命に関わるこの法案を強行採決したことに厳重に抗議する。

私たちは、法案の成立に賛成した全ての議員は、民意を尊重するという民主主義国家にとって最低限の政治家としての資格を欠いていると考える。安倍内閣は即刻辞任すべきである。私たちは、この法案に反対する全ての人に、この法案に賛成した議員の落選運動を進めるよう提起する。

いかに法律が成立しようと違憲の法令は無効である。国民は成立してしまえば忘れるだろうという政権の考えが間違っていることを思い知らせようではないか。私たちはこの暴挙を忘れない。今後も運動を継続し、あらゆる方法でこの法律の発動に反対し、この法律の廃止を求め続けることを表明するものである。

2015年9月19日

安倍内閣の暴走を止めよう！共同行動実行委員会

連絡先：名古屋共同法律事務所

名古屋市中区大須4-13-46 ウイストリアビル5階

電話 052(262)7061